

第二十二回国会 建設委員会議録 第二十一号

(四一六)

昭和三十年六月十五日(水曜日)
午後二時二十五分開議

出席委員

委員長

内海 安吉君

理事荻野 豊平君 理事高木 松吉君

理事山口 好一君 理事逢澤 寛君

理事瀬戸山三男君 理事西村 力弥君

理事今村 等君

伊東 隆治君 大高 康君

薩摩 雄次君 志賀健次郎君

田中 敦治君 高見 三郎君

中村 寅太君 廣瀬 正雄君

松澤 雄藏君 仲川房次郎君

石野 久男君 有馬 雄武君

三鍋 義三君 山田 長司君

中島 勝君 松尾トシ子君

出席國務大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員

建設事務官 今井 耕君

建設事務官 石破 二朗君

建設事務官 南部 哲也君

建設事務官(住宅局) 鎌田 隆男君

建設事務官(住宅局) 鮎川 幸雄君

建設事務官(住宅局) 兼川 正倫君

建設事務官(住宅局) 兼川 幸雄君

建設事務官(住宅局) 兼川 幸雄君

建設事務官(住宅局) 兼川 幸雄君

専門員 田中 義一君

専門員 田中 義一君

六月十五日

委員中山榮一君、久野忠治君及び赤路友藏君辞任につき、その補欠とし

て中村寅太君、荒船清十郎君及び有馬輝武君が議長の指名で委員に選任された。

六月十四日

昭和三十年六月十四日の本審査は、宇都宮線中富田道路の築造工事促進に関する請願(山口好一君紹介)(第二二八九号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

日本住宅公團法案(内閣提出第六三号)

公營住宅法第六条第三項の規定に基

き、承認を求めるの件(内閣提出第七四号)

住宅融資保険法案(内閣提出第七四号)

本日の日程に入ります前に、住宅に

関する件について調査を進めるに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

申し出があります。これを許します。

○石野委員 住宅公團法の問題につい

ます、政府が今度の住宅公團法を作成するに当つては、なるべく地方財政の負担を軽くするというような意図であるということあります。しかしながら、住宅公團法の資金内容を見ますと、そこには国庫の資金も出でておるし、また地方自治体からの資金の供出も要請されておるわけであります。

一番われわれが心配になるのは、住宅金融公庫が行う場合と、この住宅公團法で相当金額が出て、住宅が建てられる場合との間に、公團法でやる住宅建設が、ややもすれば各都道府県の間に、その恩恵を及ぼす点が不均衡になります。それが、もしまるとしてありますと、投資が少いところと多いところとの輕重が出てくるのは当然のことだといふことがわかれは非常に心配するわけあります。投資が少いところと多いところとの軽重が出てくるのは、もう考慮を及ぼす点が不均衡になります。それが、もしまるとしてありますと、地方自治体の事情によって投資ができるないような場合に、その府県が全く抹消されてしまうという危険が出てきはせぬかということあります。こういふことのないようないふに考えておるが、われわれは非常に心配するわけあります。政府としては、そういう問題に

が、ややもすると、その譲渡を行なう間にいろいろな不正譲渡の形が出てきたり、あるいは買い占めを行なうことによつての転売などが出てくる危険性があると思うのです。この法律の中に

まず、政府が一度大臣の答弁は、非常

に巧妙であります。おそらくそういうこと

もあらうが、この住宅公團を建てるに

ついては、民間資金を相当入れている

わけです。その入れるための諸法律も

また考るわけですが、そいつ

は、なぜこの公團を設立すると

いうようなことを考る前に、住宅金

融公庫でそういう民間資金を受け入れ

ることの考ができないかたといふ

ことあります。このことに対する政

府の考が、どううところで突き當

りがあつてできなかつたのかといふ点

を、いま一度大臣から意見を聞いてお

きたい。

○竹山國務大臣 絶対に否定的なつも

りはありませんけれども、公團は今までの建前を尊重いたして、低利の金融をいたすために努力をいたして参りました

こと考えましたので、民間資金が入りますと、金利が高くなりますので、公團に集中をいたしたわけでありまし

て、なお将来の問題については、よく研究をいたしたいと考えます。

○石野委員 ただいまの大臣の答弁は、法律には明記できないけれども、それを省令とか何か別な施行法によつて十分取り締るといふふうに聞いておりしゆうござりますか。

○竹山國務大臣 さようであります。

○石野委員 今度は、住宅融資保険法の問題について一、二点お聞きをいただきたいであります。この住宅融資保険法の法案を作成するといつ建前に

いたしまして、国会の御意思等をよくそんたくをいたしまして、実情に合つて、お運営をいたしたいと考えております。

が、ややもすると、その譲渡を行なう間にいろいろな不正譲渡の形が出てきたり、あるいは買い占めを行なうことによつての転売などが出てくる危険性があると思うのです。この法律の中に

昭和三十年六月十五日(水曜日)

は、私たちも別に反対するものではない。この住宅融資保険法の意味するものは、少くとも市中銀行におけるところの住宅建設に対する取扱いを、困窮者に対して非常に有利にするのであると思います。ところが、この住宅保険法の案文を見ますと、こういう点で果してそれが十分に行き渡るかどうか、むしろかえってほんとうに困っている者に行き渡らないのじやないかという点がある。それはこういう点である。この法案の中には、貸付に対する最低期限の制約をしておりまして、それは六ヵ月ということになつておる。ところが、六ヵ月とか一年間くらいのこところで融資を受ける金額では、ほんとうに困っている者の救済策にはならないと思う。われわれが事実住宅金融公庫法だと、あるいはその他政府の施策によって恩恵を受けるに当つて、それの選に漏れた者が、どうしても市中銀行から恩恵を受けようとすれば、少くとも三年ないし五年といふような長期にわたつての金融を受けない限りは、住宅は建つものじやないと思う。そういう問題に対して、果して政府は考慮しておるかどうか。もし考慮しておるとすれば、六ヵ月というようなことでは、真に困つておる諸君に対する金融上の手当としては不十分なものじやないか、こういうふうに考える。そういう点について、政府としてはこの法案に出ておる六ヵ月といふものをどういふうに考へておるか、その点を政府の所見としてはつきり聞かせてもらいたい。

○竹山国務大臣 住宅金融といらうことは、されば、お話を通りのものが、むろ最低限度だらうと思ひますけれども、法律は、金融の取扱いの基準として、一番短かいところを書いておきましたと、制度的に食い違ひがないままでありますから、運用に当りましては、法律の意味の限度が六ヵ月といらわせんと、考へ方、処置は、お話をどうな考へ方で参るつもりであります。

○石野委員 話のよくな处置で参るつもりだといらうそのお話を点は、大体どういうよくなところの年限とか期限とかいうふうに考えておられるか、その点をはつきりお聞かせ願いたい。

○竹山国務大臣 これは、御承知のように金融機関が自由に貸し付ける金でありますから、何年貸せるということを、こちらから命令するわけには参りませんが、住宅金融の性格からいたしまして、お話のように三年とか五年とか、できるだけ長い資金を貸せるようになつて、そういう運営をして参りたいと考へております。

志と違る結果になり、いたずらに金融機関を擁護する建前にのみなつてしまふ。だから、少くともわれわれとしては、最低期限が六ヶ月であるといふことはわかつておつても、しかし大体できなければならないのではないかといふうにしろ、政府が金融機関に対する内示的に与えられたところの期限、言いかえれば、このくらい融資の恩恵を受けるべき住宅困難者に利益を潤し、そこで均霑を受けるようちに期限として、三年なり五年というものが、話し合いで大体できていなければならぬのではないかといふうにしろ、われわれは考える。そういうことを金融機関と政府との間に、あらかじめ何を話し合いをしておるか、了解でもつておるかどうかという点について、はつきりとここで政府の所信を表明しておいていただきたい。

は、今まで銀行なんかに行つても、なかなか融資ができない。それで、高と知りながらも、いろいろな方面かその融資を仰いでおつたということになっておるので、今度は銀行も心して貸すとなれば、そつちの方でこの保険の恩典を自分の方に獲得しようと殺到するのではないだらかと言われるわけです。それで具体的に言ますと、たとえば店舗を改造するという場合においても、住宅に少し手をえることによって、まるまるの金がもらえるわけです。それで具体的に言ますと、たとえば店舗を改造するという場合においても、住宅に少し手をえられたところを住宅にするのだといわれる、あるいはまた、店舗を別建てるので、そして今まで店舗にし建てるので、そこで今まで店舗にしおつたところを住宅にするのだといふようなことだけでも、その店舗を建てるための金が銀行から來、それが国庫の保証といふようなことになつて、る。その方面にだけ多く利用されて、に住宅を建てんとする人々の融資はと回しにされるのではないか、置きさりにされるのではない、かよろこびえるものでござります。その点、もろん今後約款を結ぶとかの場合に、處せられるものであると思うのですが、これが対する一つの制限、規制といふものについて、一体どうう工合にしてそういう悪用というものを抑えていくか、そのお考えを明確に一つお聞かせ願いたいと思うのであります。

○竹山國務大臣 その他の問題について

用が安くつけば、これを引き下げるこ
とに努力をいたしたいと考えております
す。もちろん三にいたす考えは毛頭ござ
いません。

○西村力委員 財政当局との話とあ
りますけれども、こういう種類の保険

といふものは、私は寡聞にしてあまり
例を知らないのでござりますが、保険
経理と、いうか、そういう点については、
どういはじき方をしたのか。財政當
局との話し合いで、お互いに腰だめで
こういふあいにやつたのか。とにかく
危険率を少くしよう、こういうため
に、大体腰だめでやつたのか、何かもつ
と基礎になるものがあつてこうせられ
たのかという点を、お聞きをいたい。

○廣瀬委員 私は日本民主党を代表い
たしまして、ただいま議題となつてお
ります日本住宅公團法案、住宅融資保
険法案、その両法案の原案に賛成いた
しました。また公營住宅法第六条第三
項の規定に基き、承認を求める件に
対しましては、承認を与えることに同
意する討論を行わんとするものであり
ます。

</div

以上のようないかだが指摘され、論議されました問題点の大きなものであつたと存ずるのでございまして、私どもは与党でありますけれども、率直に申しまして、今回の四十二戸政策は、必ずしも完全無欠な完璧なものとは認めがたいのであります。これは鳩山内閣を策定するに立案、計画、用意の期間が足らなかつたと思うのでありますけれども、明年度以後におきましては、本年度の実績を検討いたしまして、一段の工夫を切望し、また本年度の実施につきましては、格段の努力を払つて、遺憾なきを期せられたいのであります。

さて、日本住宅公団法案は、日本住宅公団新設のための法律案であります。四十二万戸住宅政策にとりましては、最も重要な意義を持つものであります。公団の設置は時宜に適したものでありますので、私どもは賛意を表すのであります。法案の内容も妥当と存じまして原案に賛成をいたるものでございます。

住宅融資保険法案は、民間自力建設の一助といいたしまして、住宅融資保険制度を創設しようとする法律案であります。これがまた四十二万戸建設中、民間の自力建設の戸数に多大の期待をかけます以上、当然の措置といたしまして賛成でございます。

公営住宅法によりますところの承認を求めるの件は、これを承認すべきものと存ずるのであります。

以上をもちまして、私の討論を終ります。

ます。日本住宅公团法案、住宅融資保険条例の二法案並びに公営住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求める物件、いわゆる住宅建設計画であります。が、これに対し、数々の欠点を認めながら、また相当の不満を持ちながらも、一応政府の計画を実施せしめるという意味で、賛成の意見を表明するのであります。

鳩山内閣が、住宅政策に非常な熱心さを入れられたということについては、これは私どもも歓意を表するにやぶさかではありません。ただ、そこで四十二万戸という不思議なる数字をあげられたために、その計画の内容がきわめて無理がきておる、住宅政策の後退を来たすような計画がその中に含まれておるということは、これは今与党である民主党の賛成討論の中にもあつたことで、世間周知の事実であります。政府が、真に住宅建設が必要である、四十二万戸といふものを金科玉条とされるのであれば、その住宅の実際の建設の後退を來さないために、これに対して十分な財政措置をするのが、眞にまじめなる政治のやり方であると私どもは考えておりますが、あるいは六坪住宅を買って、そうして住宅四十二万戸の計算をいたし、さらにはまた世間に四十二万戸をこの計画に盛つておられる。さらにまた、常に問題になつておりますそのような印象を与えて、その内容は二十四万五千戸といふ民間自力の建設をこの計画に盛つておられる。されば、それを一戸の住宅を建設するがごとき印象を国民に与えておる。これは何と言へども、インチキだと私ども

は考えております。日本の国民の常識では、一部屋増改築した、そういうふうとを住宅の戸数がふえたとは私どもには考えられない。そういう数多くの欠点があります。

さらにまた、住宅政策全般について申しますと、公営住宅の戸数を相当に減らすようになっておる。これは眞に住宅に困つておるいわゆる庶民と申しますか、國民大衆の中には、どうしてもある程度の國家の保護をしてその家に住ませるという政策を相当強力に進めなければ、なかなか低収入の人たちの住宅をまかならうということはできないので、今日まで公営住宅に力を入れておった、これを減らして、いわゆる住宅公団を作つて、相当高賃の家を二万戸も建てられる。この二万戸の住宅が悪いことは申しませんが、それに力を入れる余り、公営住宅の、いわゆる社会政策的な面が相当軽んじられたといふ印象を私どもは受けておるのであります。

さらにも、金融公庫の融資率を引き下げるということは、これははじめてに考えられる人たちは、だれしも反対であります。こういうことをして、住宅政策を推進するということと実行とが非常に逆行しておる。こういう点は、今も民主党の委員の方から御議論がありましたが、私どもはこういふ教々の不満を持っておりますけれども、しかし日本住宅公団といふものは、今も民主党政権には一応賛成をして、実施の面をして住宅建設を推進するということは、全面的にこれを抨撃することも必要でない。こういう考え方から住宅公団法には一応賛成をします。こういうことをして、政府がたびたび言明されておるよ

うに、必ず本年度二万戸の公團住宅が建たなければ、政府としては重大なる責任がありますぞということをここに申し上げて、この法案に賛成をいたします。

さらにまた住宅融資保険法案、これは真に新しい制度でありまして、今日まで住宅を建てるについては、いわゆる市中の金融機関がなかなか融資をいたしません。これについて、この法案以前に、住宅に対する融資の道を開くようと努力されており、今度さらにこの法案を出されたことについては、これもけつこうなことがあります。ただ、先ほど来、他の委員からお話をなりましたように、この保険料率の問題、さらにもまた融資期間の問題、もう一つは融資の対象となる住宅について相当程度研究をされて、乱用にならないようにならなければ、政府も御存じの通りに、世間では不要不急の建物が非常に進捗するのに、住宅の方には一向金が回らない、という実情でありますから、この融資保険法の乱用ができるないような行政措置を十分にとらなくちゃならない。私はこういう注文をつけて、この法案にも賛成をいたします。

さらにもまた、住宅三ヵ年計画の十五万戸でありますが、これも必ずしも私どもは全面的に賛成はできないような状態である。過去においては、十八戸の計画を立てましたが、住宅政策を推進することを大きな看板としておる政府としては、これを十五万戸に削られたということは、ちょっと納得がない。しかし、財政の都合もあるといふことでありますから、一応これも認めて、政府の今後の実施を監視する

○内海委員長 西村力弥君。
○西村(力)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、日本住宅公團法案、これには反対、住宅融資保険法案、これには賛成、公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件、これにも賛成でござります。

民主党は、選舉に当つて、住宅政策を大きく打ち出されましたことは、まさに時に時宜を得たことであると、敬意を表します。しかも、選舉後、この公約を実現しようと努力した点については、これは政党政治のあり方から見まして、当然のことでありながら、今まで日本でそのようなことがなかなかされなかつたということを思うときには、一応の敬意を表したいと思うのでござります。しかしながら、せっかくそのようにやられました住宅政策が、実際に国民を満足させるものであるかどうか、あるいは公約通りに誠意を持つてやられているかどうか、この点に至りますと、まことに疑わざるを得ないわけでござります。政府といたしましては、誠意を持つてやつたんだ、かような考え方を強く持つていらつしゃると思うのでございますけれども、しかし、事実として現われていることを指摘いたしますと、誠意は誠意として認めましても、事実としては、その誠意はそのまま表現されていな、かよう言わざるを得ないもので

あると思うのです。」

第一番目には、四十二万戸といふ戸数の国民に与えた印象は、自効建設二十四万五千戸含んでゐるのだ、しかかもいろいろな施策を行ひながらも、その二十四万五千戸も相当無理をした数字である、そういうことを加えても四十二万戸だというよなことは、明らかに素朴な国民に対しては、非常な期待はそれの感を与えたことであるだろうと思ひでござります。しかも、住宅政策の行く方向をずっと見てみますと、今まで上げやりにされた住宅政策でありながらも、直接自分たちが接触している地方住民の福祉のために、営々として地方公共団体が努力してきたその公営住宅建設の方向を、大きく削減するなり、あるいは六坪住宅といふような工合に、質的にもこれを低下せしめて、今まで十年間にわたつて地方公共団体が努力したことに対する報いるところはあまりにひどいのでないか。今までの努力に報いるためにも、公営住宅重点の方向を強く打ち出していくべきが当然であらうと思ふのです。そこに至りますと、公営住宅は補助金を出しつぱなしであるし、公團住宅は回収になるのだからと、こういう採算が先に立つてゐるのではない。住宅政策は、これは營利企業であつてはならないはずです。日本の現状においては、確かにそうでなければならぬ、かよろに思ひでござりますが、強く表面に出てきているのではないか。そういう点、あるいは六坪住宅むだにならぬようというよな方向なんというよな工合に、質的にそれを低下せしめてるし、住宅金融公庫

向は、完全にやり得るものであると私たちは考ざるを得ないわけでござります。それでありますのでこの住宅公園法案にはどうしても賛成するわけには参らないし、また民間の金をここに注入するのだ、さような立場から保険会社の金もここに入つてきておるのをございますが、一体保険会社の經理といふものを考えてみると、私は、昨年でしたか、火災保険会社の經理を調べてみたことがございますが、保険金として支払うのは、保険料の収入の三三%しかれるを得ないのです。私は、昨年でしたか、火災保険会社がここに注入する金、これはまるもうけの金である、こう言わざるを得ないです。事業費が五〇%かかつてゐる。そりしますと、まるもうけといふのがどうなりますか、すばらしい率になる。総額三十数億円の掛金の中から、十億円近くのものが純益となつて現われておるのである。そういう状態が長いこと続いておつて、その金がいろいろな方面に使われてゐるわけでござりますが、それがこの住宅公園に入つてくる。これはまるもうけの金だから、僕らとしては、こういう金は無利息でもいいじゃないか、かように考ざるを得ないわけございますが、そろまで行かないにしても、もつともつとほんとうに低利でこの金は注入されるべきである、かように考えるものでござります。

○内海委員長 中島巖君
○中島(巖)委員 私は、
代表して、日本住宅公团

○中島義典委員 私は、日本社会党代表して、日本住宅公団法案に反対し、公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件並びに住宅年資保険法案に対しても、希望意見を申し上げて賛成するものであります。

鳩山民主党内閣は、選挙の公約として住宅四十二万戸建設を宣伝したのでありますて、内政問題として、最も重要な公約の一つであります。また、ただいま当委員会において討論採決したこととする日本住宅公団法は、鳩山内閣の住宅政策のその根幹をなすものであります。鳩山内閣の住宅政策全般が当面する最も住宅困窮者に縁遠いものであり、その実質において、前の自民党吉田内閣よりはるかに劣つておる、

なお、公営住宅の計画でございましてが、私たちは、住宅公団法案の問題について申し上げましたような立場から、この法案はまさに教が少い、もつともっとこれを計画を大にせらうることを強く望んでおるのでございますが、そのことを希望いたしまして公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求める件、これには賛成をいたしたいと思うのでございます。以上をもちまして、私の討論を終ります。

す。

さうすればよいというでたらめ政策であるとしか私は思えないのです。

ただいま申し上げましたように、住宅政策の基盤たるべき住宅困窮度の高い階層の調査すらなく、計画された政府の住宅政策は、選挙公約にとらわれて、ただ単に四十二万戸の数字に合意

およそ住宅政策策定に当つては、住宅困窮度の最も高い階層はいかなる階層であるかという点を把握し、かかる後にこの根本的な資料の上に立つて住宅政策を立案すべきであると思うのであります。しかるに、政府はこれららの資料はなく、当委員会における答申中にも、大体月収一万二千円ないし二万五千円くらいの低額所得者ならんといふことで、その数字もつかんでいなさいります。

批判することといたします。
まず第一に申し上げねばならぬことは、選挙公約の住宅四十二万戸建設についてであります。国民の大多数は、政府みずから建設もしくは助成融資等によって四十二万戸を建設されるものと考えていたのであります。しかるに、今国会に提案された内容は、民間自力建設二十四万五千戸を加えたものであって、全く国民を愚弄した欺瞞政策であり、公約違反であるといわねばならぬのであります。

第二に、政府の建設もしくは助成融資による住宅建設十七万五千戸のうち、二階等に一室増設するもの三万戸を計画し、一戸当たり七万五千円の融資を予算に計上してあるのであります。

るのです。家賃が非常に高いといふことは、またいろいろな住宅を作るために、公営住宅が非常にその領域を狭められていく結果が出てきたり、また公営住宅の質が、非常に今度は低下していくといふような結果が出てきたりすることなども、実にこの日本住宅公団法を作らうとする無理な結果だと思うのであります。

第二に、もし政府がほんとうに住宅公団法というものに力を入れるといふようなことを心から考えるなら、なぜ住宅金融公庫法に対して思いをいたさなかつたかという点に、われわれの疑惑があるのです。もし政府にして、百六十億といふ膨大な金を、新しく住宅公団法設立に伴う経費として使うといふようなことを真剣に考えるならば、住宅金融公庫にその金を使うような施策をすれば、もっと多くの住宅困窮者にこたえる結果が出たものだ、かように考へるのである。ところが、そういうことをしないために、住宅金融公庫によって潤うべき住宅困窮者が、かえつてその場を失い、しかも住宅金融公庫の融資率は一〇%も引き下げるといふような結果が出てしまっております。この法案は、われわれからすれば、住宅金融公庫法といふものがおいては、むしろ屋上屋を重ねるものであつて、われわれの立場からすれば、その設立の意味が完全ないといつても過言ではないと存じます。私たちには、こういふ立場からこの住宅公団法に対し反対します。

第三に、政府は、この住宅公団法は地方財政の負担を軽減するためだ、こいつふうに言つております。これはきわめて巧妙な言い回し方であります

けれども、しかし住宅公団法に使う金を分析いたしますと、必ずしも地方財政を潤したり、あるいは解消させる結果にはなつてない。六十億の政府資金においてから、これさえも各都道府県の住民諸君の納めた税金が、みなそこに入っているわけです。こういう金を、もしそのまま住宅金融公庫というものに使つたならば、もっと違つた意味での成果が出てくるものと思ひし、のみならず、また政府がほんとうに住宅政策に真剣味を持つておるならば、民間資金の活用に当つて、何とも住宅公団法などといふものを作らなければなりません。そこで、われわれの意見が、この公団法によつて、非常にわれわれの危険視される面が出てきはせぬかということを心配します。これは非常に心配して政府に尋ねておるようになつたが、これさえも各都道府県においてから、これさえも各都道府県の住民諸君の納めた税金が、みなそこに入っているわけです。こういう金を、もしそのまま住宅金融公庫

それをあえてやらなかつたところに、何かわれわれとしては、そこに政府としてこの公団法を作る意図があるのぢやないかとさえ疑義を持つのであります。私たちがそういうことにに対する疑義を持つ理由としては、先ほど来私が非常に心配して政府に尋ねておるようになつたが、これさえも各都道府県の住民諸君の納めた税金が、みなそこに入っているわけです。こういう金を、もしそのまま住宅金融公庫

それがあえてやらなかつたところに、た法案であるとさえ考へます。私たちは、政府の住宅政策が、ほんとうに住宅に困つておる人のためにやらなければならないのであつたならば、こういう宅地とか、あるいはまた住宅金融公庫を充実するように持つていくべきである。こういうような觀点から、この法案に対し反対します。

なお、私たちは、この法案のはかり同時に上程されしております公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求める件については決してこれまで満足するものではありません。私たちには、もっとも住宅の困窮度を政府が考へるならば、こんなわずか十五万五千戸ぐらいのところで三年計画を作ることなど、とうとうなまざわしい事実が出てくる。不正な宅地の独占買取りや、あるいは転売たり譲渡をするといふことによって、その賃貸や譲渡をする過程の中で、非常に忌まわしい事実が出てくる。不正な宅地の独占買取りや、あるいは転売といふようなことが出でるとか、あるいは住宅の独占買取りやなんかが出てきはせぬかといふことが心配になります。それをほんとうに防止することができるかどうかといふことに、疑問を持つのです。こういうような疑問を持つたが、この法案をあえて作る必要はない、われわれは考へておる。この法案は、その運営の過程で、このような伏魔殿を作れる疑義を持つておるものであります。だからわれわれは、こういふような法案を作らないで、むしろ在來の住宅政策に対する補備をし、あるいは充実をするとといふ施設をとる方が、策を得たものであると考えるのであります。私たちは、この住宅公団法は、政府が四十二万戸といふ住宅政策を国民に発表したために、そのつじつまを合

る公約の肩透かしをするためにとられた法案であるとさえ考へます。私たちは、政府の住宅政策が、ほんとうに住宅に困つておる人のためにやらなければならないのであつたならば、こういう宅地資金としての融資をするに当つて、いろいろな監督業務を行つ上において、そういう変更を来たさないよう住宅資金としての融資をするに当つて、そういう危険がもたらされないよう、特に嚴重な警戒を要するといふことを、私たちは政府に對しても要請をして、この法案に對して賛成の意見を申し述べます。

○内海委員長 これにて討論は終局いたしました。ただいまより採決に入ります。まず日本住宅公団法案について採決いたしました。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際瀬戸山三男君より、本案に対する附帯決議の提案について発言の申出があります。これを許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 ただいま可決されました日本住宅公団法案につきまして、政府の住宅政策全般に関連いたしました附帯決議を提案するものであります。その案文を読み上げます。

日本住宅公団法案についての附帯決議

一、今年度四十二万戸の住宅建設政策は、或は増改築を建設戸数に加算し或は六坪住宅を設計し、或は

充分の措置なく民間自分建設二十万五千戸を予定し、或は住宅金

融公庫の融資率を引下げる等幾多懸念せらるる点が多いので政府はその実施に当つては格段の工夫と努力を払うこと。

二、政府は公團住宅の建設を教箇所の大都市のみに限定せず広く全国の要望ある都市にこれを建設すること。

三 政府は公団住宅の家賃となるべく低廉ならしめるよう考慮する」と。

四、政府は住宅金融公庫の融資率の引下げ及び小住宅（六坪等）の建設を今年度限りとすること。

以上がこの決議案文であります。その理由を簡単に申し上げますと、先ほど討論の際に申し上げた通りであります。

ます。日本住宅公団法による公団住宅の建設は、政府の意図するところは、大都市を中心にして、るようあります。

けれども、公営住宅のいわゆる中層ノパート減少等の関係から、やはり全

この都市で要望ある箇所にはじここれを建設することが適切であるということ、また公団住宅の家賃については、当

公会においてもしばしば論議されましたが、たとえば高家賃に流れるおそれがあるから、できるだけ工夫と努力をさ

れて、家賃が低廉になり得るように考慮を払う必要がある、こういう理由であります。

さらにまた、住宅金融公庫の融資率を、ある面において一〇%引き下げる位置を設けておられますけれども、たゞ

たび当委員会において論議されました
ように、住宅を積極的に建設していくこ
と、いわゆる線からは、非常に後退して
いる。さらにまた、数を並べるといふこと
だけで、今日までようやく住宅の規

昭和三十年六月二十一日印刷

昭和三十年六月二十二日發行

のができまして、皆様の連日の御審議によって、ともかく全面的に質疑応答が終ったのであります。その結果とおなじで、瀬戸山君の自由党を代表しての御意見によると、公団法そのものに対する根本的においてはどうも不備な点があるから、直ちにこれには全面的に賛成はできないけれども、この段階においてはやむを得ぬであらうといふ意味において賛意を表せられた。そのかわり、行政の執行面において、今後この法律を最も広範囲に生かして使ふ面においては、こういうような希望附帯決議をつけるということは、行政面を難堪する面において、当然あってしかるべきことじゃないかと私は考えております。

○内海委員長 起立多數。よつて附帯決議を付することに決しました。

次に、住宅融資保険法案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、公營住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件について採決いたします。本件を承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本件は承認すべきものと決しました。

この際お諮りいたします。以上の三案件に関する委員会の報告書の成作等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてさうよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

〔参考〕

日本住宅公團法案(内閣提出)に関する報告書

住宅融資保険法案(内閣提出)に関する報告書

公營住宅法第六条第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立總員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、住宅融資保険法案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立總員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件について採決いたします。本件を承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立總員。よつて本件は承認すべきものと決しました。

この際お詫びいたします。以上の三案件に関しましては、委員長に御一任を作等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてさように取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十二分散会